

職員による飲酒運転・交通事故等に対する懲戒処分の基準

1 酒酔い運転又は酒気帯び運転に関する懲戒処分の基準

	他人を死亡させた場合	交通事故を起こした場合（自損又は無損傷を含む）	刑事又は行政処分を受けた場合
(1) 酒酔い運転又は酒気帯び運転の当事者	免職	免職又は停職	
(2) 当事者以外の者で、酒酔い運転又は酒気帯び運転の当事者に原因となった行為を勧めた者又はその事実を知らずながら行動をともにした者	免職又は停職		

※考慮すべき特段の事情があると認められるときは、軽減する場合もある。

2 酒酔い運転又は酒気帯び運転によらない交通事故等の懲戒処分の基準

	他人を死亡させた場合	交通事故を起こした場合（自損又は無損傷を含む）	刑事又は行政処分を受けた場合
(1) 無免許運転の当事者	免職	免職又は停職	免職、停職 又は減給
(2) 措置義務違反（ひき逃げ、あて逃げ）の当事者			/
(3) (1) 及び (2) 以外の交通法令違反の結果、職員としての信用を失墜したと認められる場合の当事者	免職、停職 又は減給	免職、停職、 減給又は戒告	/
(4) (1) ～ (3) の交通法令違反がなく、刑事又は行政処分を受けるに至らない程度の飲酒運転の事実が明らかになった場合の当事者			/
(5) 当事者以外の者で、無免許運転の当事者に原因となった行為を勧めた者又はその事実を知らずながら行動をともにした者	免職又は停職	免職、停職 又は減給	免職、停職 又は減給
(6) 当事者以外の者で、措置義務違反の当事者に原因となった行為を勧めた者又はその事実を知らずながら行動をともにした者			/

※ (1) ～ (3) について、刑事又は行政処分を受けるに至らない程度の飲酒運転の事実が明らかになった場合は、加重要素として考慮する。

3 管理監督責任に対する処分

事故の当事者を直接に管理監督すべき立場にある者が、当然なすべき注意を怠った場合には、懲戒処分の対象とする。

4 懲戒処分等の加重又は軽減

1、2に掲げる処分については、次に掲げる事項を勘案のうえ、具体的事情に即して当該処分を加重し、又は軽減するものとする。

- (1) 飲酒運転・交通事故等に至った経緯
- (2) 違反又は過失の程度
- (3) 加害の状況
- (4) 刑事又は行政処分の程度
- (5) 飲酒運転・交通事故等に係る報告義務の履行状況
- (6) 過去における処分又は違反等の状況
- (7) 職責の程度
- (8) その他特に考慮すべき事情がある場合

5 事故等の報告

- (1) 職員は、自動車等（原動機付自転車、自転車を含む）の運行に伴い交通事故を起こし又は関与した場合は、別途定める交通事故等に関する報告に係る基準に基づき、その内容を直ちに所属長に報告するものとする。
- (2) 職員は、事故に関与しない場合においても、酒酔い運転、酒気帯び運転、無免許運転により、刑事又は行政処分を受けることとなったときは、直ちに所属長に報告するものとする。
また、職員は同乗者等の場合であっても、運転者が酒酔い運転、酒気帯び運転、無免許運転、措置義務違反により、刑事又は行政処分を受けることとなったときは、直ちに所属長に報告するものとする。
- (3) 所属長は、(1)、(2)の報告があった内容について報告書を作成し、別途定める基準に基づき、各部局長に提出するものとする。
- (4) 各部局長は、(3)の報告があった場合は、別途定める基準に基づき総務部人事課に報告するとともに、事故の再発防止等について必要な措置を講じるものとする。

6 基準の適用

平成22年12月24日以降に発生した飲酒運転・交通事故等について適用する。